

沖縄総合事務局開発建設部の工事における
入札・契約方式及び総合評価落札方式等の
考え方について
(港湾空港関係)

令和7年10月

沖縄総合事務局 開発建設部

目 次

用語の定義	1
1. 入札・契約	
1-1 入札契約方式の概要	2
1-2 発注標準の概要	3
1-3 共同企業体制度の概要	4
2. 総合評価落札方式の実施手順	
2-1 総合評価落札方式のタイプ選定	5
3. 総合評価落札方式における競争参加要件と総合評価項目	
3-1 競争参加要件と総合評価	10
3-2 競争参加資格の確認	12
3-3 競争参加資格の確認通知	16
3-4 技術提案の採否の通知	16
3-5 総合評価項目の審査・評価	17
4. 総合評価の方法	
4-1 評価値の算出方法	30
4-2 加算点及び技術評価点の算定	31
5. 総合評価落札方式の結果の公表	
5-1 評価結果の公表	33
5-2 中立かつ公正な審査・評価の確保	33
5-3 入札及び契約過程に関する苦情処理	35
6. 総合評価落札方式の評価内容の担保	
6-1 技術提案履行の確保	36

7. 総合評価落札方式の試行等

7-1 施工体制確認型総合評価落札方式の試行（平成18年～）	37
7-2 一括審査方式の活用	40
7-3 不正が発生しにくい制度への見直し（二封筒型＝同時提出型）	41
7-4 下請け施工実績の容認	42
7-5 主任（監理）技術者未経験者育成型工事	43
7-6 主任技術者又は監理技術者の配置変更等	44
7-7 段階選抜方式の検討（参考）	47
7-8 技術提案・交渉方式について（設計・施工一括発注方式、E C I）	48
7-9 入札ボンド制度	49

〔用語の定義〕

総合評価落札方式	価格と価格以外の要素（品質など）を総合的に評価して落札者を決定する方式
評価値	総合評価落札方式において落札者を決定するための指標であり、原則、この値の最も大きい者を落札者とする。 評価値の算定方法には、技術評価点を入札価格で除して評価値を求める「除算方式」と、技術評価点と価格評価点（入札価格を点数化した値）を合計して求める「加算方式」があり、国土交通省直轄工事（港湾工事等）における総合評価落札方式では、除算方式により評価値を求ることとしている。
技術評価点	価格以外の要素を点数化した値であり、標準点、加算点、施工体制評価点の合計値として求められる。 <u>技術評価点＝標準点+加算点+施工体制評価点</u> ※施工体制評価点は、施工体制確認型総合評価落札方式を適用する工事において用いる。
標準点	入札説明書等に記載された要求要件を満足する場合に与える点数。要求要件を満足する者に対しては、標準点として一律 100 点を付与し、それ以外の場合は欠格とする。
加算点	評価項目に対して、各競争参加者の技術力等に応じて付与される点数。
施工体制評価点	入札説明書等に記載された要求要件を実現できるかどうかを審査・評価し、その確実性に応じて付与される点数。
総合評価落札方式のタイプ	総合評価落札方式の類型。 公共工事の特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて、「技術提案評価型」と「施工能力評価型」に大別される。

1. 入札・契約

1-1 入札契約方式の概要

(1) 一般競争入札方式

所定の品質を確保できる者の参加条件を設定し、参加条件を満たしたもののは全て入札に参加することを認める方式を「一般競争入札方式」という。

○一般競争入札方式（政府調達）

予定価格が政府調達に関する協定の適用額以上の工事については、一般競争入札方式（政府調達）とし、他の一般競争入札方式とは区分する。

なお「政府調達に関する協定」第9条第3項のとおり、発注にあたっては海外企業が不利となる評価項目等を設定してはならない。

(2) 指名競争入札方式

発注者が指名を行った特定多数の者で競争を行わせる方式を「指名競争入札」という。また、相当数の建設業者に対し、工事受注希望の確認と技術資料の提出を求め、かつ、条件を満たす者はすべて競争参加を認める方式を「工事希望型競争入札方式」という。

(3) 隨意契約方式

競争の方法によらないで、発注者が任意に特定した者を選定して、その者と契約する方式を「随意契約方式」という。

1-2 発注標準の概要

(1) 発注標準

発注標準（発注ランク）は、「沖縄総合事務局競争参加者選定要領」の定める工事種別ごとに、発注の基準となる予定価格の金額に応じて設定する。

港湾・空港事業

工種	予定価格	等級
港湾土木工事	5. 0億円以上 8. 1億円未満	A
空港等土木工事	1. 0億円以上 5. 0億円未満	B
港湾等しづんせつ工事	1. 0億円未満	C
港湾等鋼構造物工事	4, 200万円以上 8. 1億円未満 4, 200万円未満	A B
空港等舗装工事	1. 4億円以上 8. 1億円未満 6, 000万円以上 1. 4億円未満 6, 000万円未満	A B C

(3) 工事種別

工事種別は、下表等を参考に適切に設定すること。

工種別	工事の概要	建設業法に基づく建設工事（許可）の種類
港湾土木工事	(1) 防波堤、護岸、突堤等の外郭施設の築造、改良等の工事 (2) 岸壁、桟橋、係船杭等の係留施設の築造、改良等の工事 (3) 飛行場の護岸、海岸の施設等の築造、改良等の工事	土木一式工事（土）
空港等土木工事	港湾空港関係工事に係る土木一式工事で港湾土木工事に属する以外の工事	土木一式工事（土）
港湾等しづんせつ工事	港湾等における浚渫工事及びそれに付随する工事	しづんせつ工事（しゅ）
空港等舗装工事	港湾空港関係の舗装工事	ほ装工事（ほ）
港湾等鋼構造物工事	港湾・空港における形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鋼構造物工事（鋼）

1-3 共同企業体制度の概要

1-3-1 共同企業体制度の区分

(1) 活用目的による区分

○特定建設工事共同企業体

特定建設工事共同企業体（特定JV）とは、大規模かつ技術難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等工事の規模・性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事毎に結成する共同企業体。

○経常建設共同企業体

経常建設工事共同企業体（経常JV）とは、中小・中堅建設企業が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体。単体企業と同様、発注機関の入札参加資格審査申請時（原則年度当初）に経常JVとして結成し、一定期間、有資格業者として登録される。

(2) 施工方式による区分

○甲型共同企業体

甲型共同企業体（甲型JV）とは、1つの工事について、あらかじめ定めた出資比率に応じて、各構成員が資金、人員、機械等を拠出して共同施工する方式。出資比率が、各構成員が取り交わす協定書において定められる。

○乙型共同企業体

乙型共同企業体（乙型JV）1つの工事について、複数の工区に分割し、各構成員がそれぞれ分担する工区を責任を持って施工する方式。分担工事額が、各構成員が取り交わす協定書において定められる。

(3) その他

○異工種建設工事共同企業体

異工種建設工事共同企業体（異工種JV）とは、複数の工事種別にまたがる有益な技術提案を受け付けるため、互いに異なる工事種別の競争参加資格を有する企業によって結成される共同企業体。

2. 総合評価落札方式の実施手順

2-1 総合評価落札方式のタイプ選定

2-1-1 総合評価落札方式のタイプの概要

(1) 施工能力評価型

【概要】

施工能力評価型は、技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を確認する場合に適用するものである。

「施工能力評価型（Ⅰ型）」

施工計画を審査するとともに、企業の能力等（当該企業の施工実績、工事成績、表彰等）、技術者の能力等（当該技術者の施工経験、工事成績、表彰等）に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う。

「施工能力評価型（Ⅱ型）」

企業の能力等、技術者の能力等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う。

「施工計画重視型」

工事の特殊性を鑑み、厳しい施工条件により、特に施工計画の適切性を求める必要がある工事については、施工計画の評価を点数化する「施工計画重視型」の適用も可能としている。

「チャレンジ型」

担い手確保に資する地域企業の参加が想定される工事や、その他実績評価の比率を下げるることにより受注機会の拡大をはかることが望ましい工事については、施工能力評価型（チャレンジ型）の適用も可能としている。

(2) 技術提案評価型

【概要】

技術提案評価型は、技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めるここと、又は発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し施工上の特定の課題等に関して施工上の工夫等の技術提案を求めるこことにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用するものである。

「技術提案評価型（A型）」

A型は、より優れた技術提案とするために、発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行うとともに、技術提案に基づき予定価格を作成した上で、技術提案と価格との総合評価を行う。

A型はAⅠ、AⅡ及びAⅢ型に大別される。AⅠ型は、通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合に適用し、AⅡ型は、有力な構造・工法が複数あり技術提案で最適案を選定する必要がある場合に適用する。またAⅢ型は、発注者の示す標準案に対して高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合や部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案を求める場合に適用することとする。

「技術提案評価型（S型）」

S型は、発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される施工上の工夫等の技術提案と価格との総合評価を行う。

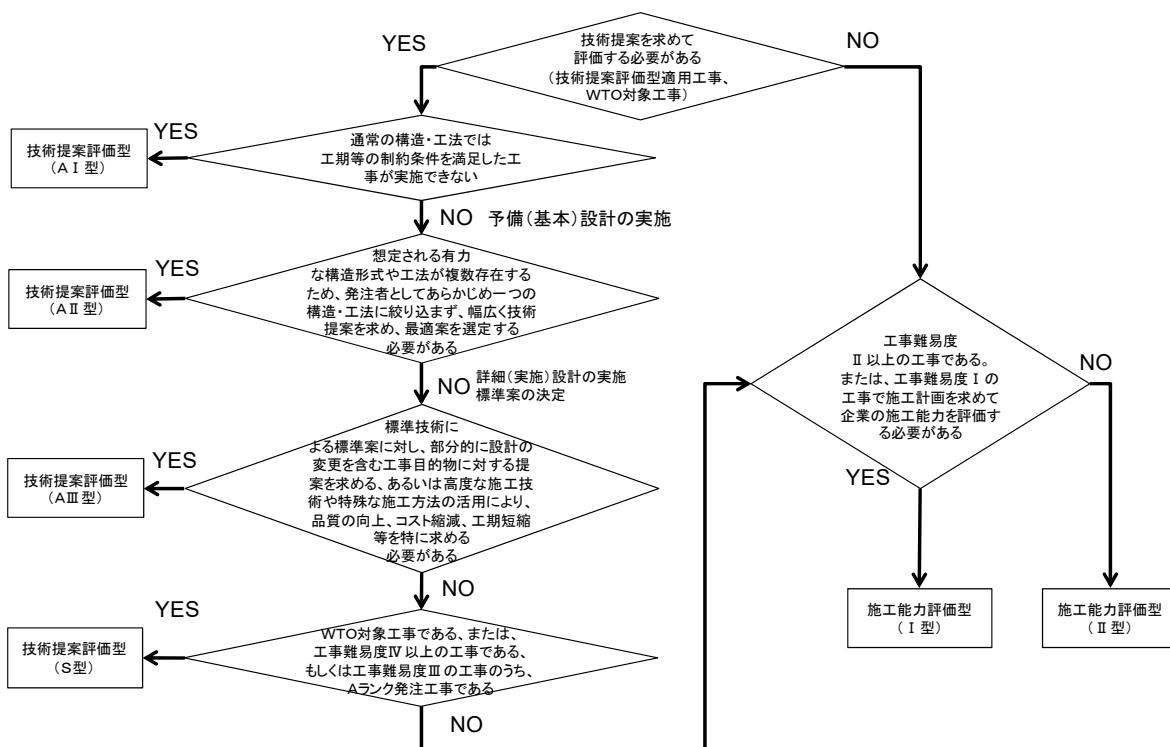
「技術提案評価型（SI型）」

技術提案評価型（S型）を採用することが想定される直轄工事のうち、競争参加者の技術向上提案に基づいた比較的軽微な設計図書の変更（目的物及び発注者指定の仮設物・工法の変更を含む）により、品質・環境・建設現場の安全性・生産性等の更なる向上等が期待される場合や、新技術・工法等の活用が期待できるものをSI型の対象工事として選定する。

2-1-2 総合評価落札方式のタイプ選定の詳細

総合評価落札方式のタイプ選定は、下図を参考に適切に設定すること。

総合評価落札方式の選択フロー



工事区分別の技術的難易度対応表

事業区分	工事区分 (構造形式・工法分類)	工事難易度					
		(低い) ←	I	II	III	IV	→ (高い)
港湾、 港湾海岸	ブロック類製作工事	易	やや難	難			
	浚渫揚土工事、防波堤工事(ブロック式)、岸壁工事(杭式桟橋を除く)、地盤改良工事、捨石基礎工事、ケーン製作工事		易	やや難	難		
	防波堤工事(ケーソン式)、岸壁工事(杭式桟橋)			易	やや難	難	
	沈埋トンネル工事				易	やや難	難
	養浜・覆砂	易	やや難	難			
	流路工事	易	やや難	難			
	橋梁上部工、橋梁下部工、道路共同溝(推進工法、開削工法)、電線共同溝(道路)		易	やや難	難		
	道路トンネル(シールド工法、開削工法)、道路共同溝(シールド工法)			易	やや難	難	
	道路舗装、道路付属施設、カルバート工(道路)、擁壁工(道路)、道路排水工	易	やや難	難			
	堰・水門		易	やや難	難		
	公園	易	やや難	難			
空港	空港土木工事、排水工事(カルバート含む)	易	やや難	難			
	空港舗装工事、地盤改良工事		易	やや難	難		

総合評価落札方式のタイプの概要及び配点例

発注方式	施工能力評価型 (II型)	施工能力評価型 (I型)	施工計画重視型	チャレンジ型	技術提案評価型 (S型)	技術提案評価型 WTO (S型)	技術提案評価型 (SI型)	技術提案評価型 WTO (SI型)
概要	・企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	・企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	・工事の特殊性を鑑み、厳しい施工条件により、特に施工計画の適切性を求める必要がある工事	・担い手確保に資する地域企業の参加が想定される工事や、その他実績評価の比率を下げるにより、受注機会の拡大を図ることが望ましいと判断される工事	・施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る工事	・左記のうち政府調達の基準額以上の工事	・通常技術提案に加えて発注者が示す標準的な仕様案に対して目的物の仕様や工法(仮設等を含む)の軽微な変更を許容し、さらなる品質の向上が図られる工事	・左記のうち政府調達の基準額以上の工事
配点例	40	40	40	40	60	60	60	60
企業の能力等	10	10	5	3	7.5	-	7.5	-
技術者の能力等	20	40	20	40	10	20	15	30
地域精通度・貢献度等	10	10	5	5	7.5	-	7.5	-
施工計画	-	可/不可	20	25	-	-	-	-
技術提案(SI型:通常技術提案)	-	-	-	20	-	30	60	60
技術向上提案	-	-	-	-	-	-	10	20

(港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、空港等土木工事)

契約区分	工事規模	工事難易度						備考
		I	II	III	IV	V	VI	
本官契約 3.4億円	政府調達(WTO) 8.1億円			WTO技術提案評価型(S型)				※チャレンジ型は、地域に担い手育成に資する工事に適用【試行】
	A等級 5.0億円		施工能力評価型(I型) 施工計画重視型					
	B等級 1.0億円	施工能力評価型(II型)			技術提案評価型(S型)			
分任官契約	C等級							

※平成23年度より、B等級対象の工事規模の上限金額を2.5億円から5.0億円に引き上げている。(港湾土木工事、空港等土木工事及び港湾等しゅんせつ工事)

(空港等舗装工事)

契約区分	工事規模	工事難易度						備考
		I	II	III	IV	V	VI	
本官契約 3.4億円	政府調達(WTO) 8.1億円			WTO技術提案評価型(S型)				※チャレンジ型は、地域に担い手育成に資する工事に適用【試行】
	A等級 1.4億円		施工能力評価型(I型) 施工計画重視型					
	B等級 0.6億円	施工能力評価型(II型)			技術提案評価型(S型)			
分任官契約	C等級							

(港湾等鋼構造物工事)

契約区分	工事規模	工事難易度						備考
		I	II	III	IV	V	VI	
本官契約 3.4億円	政府調達(WTO) 8.1億円			WTO技術提案評価型(S型)				※チャレンジ型は、地域に担い手育成に資する工事に適用【試行】
	A等級 0.42億円		施工能力評価型(I型) 施工計画重視型					
	B等級				技術提案評価型(S型)			
分任官契約								

3. 総合評価落札方式における競争参加要件と総合評価項目

3-1 競争参加要件と総合評価項目

参加申込みにあたっては、下表の資格要件等を付すとともに指定の資料の提出を義務付ける。

競争参加資格要件

競争参加資格要件		WTO (W T O · S I 型)	技術 提案 評 価 型	(S 型、 S I 型)	技術 提案 評 価 型	施工 計 画 重 視 型	チ ヤ レ ン ジ 型	(I 型)	施 工 能 力 評 価 型	(II 型)	施工 能 力 評 価 型	式
【必須項目】	1 第70及び71条に該当しないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	様式1-2
	2 当局の有資格社であること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	様式1-2
	3 経営事項評価点数が一定の点数以上であること	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	様式1-2
	4 会社更生法に基づいた更生手続き開始又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てを行っていない者であること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	様式1-2
	5 指名停止を受けている期間中でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	様式1-2
	6 設計業務等の受託者との関連がないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	様式1-2
	7 入札参加者との資本関係又は人的関係がないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	様式1-2
	8 発注工事と同種の施工実績があること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	様式2-1
	9 配置予定技術者の同種工事の経験・資格があること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	様式3-1
	10 過去2年度の同一工種の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	様式1-2
	11 施工計画が適正であること	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	様式4-1～ 様式4-5
	12 技術提案に係わる施工計画が適正であること	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	様式8-1-1 様式8-1-2
	13 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者として排除要請を受けている者でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	様式1-2
	14 情報保全に係る履行体制に関する資料を発注者に提出し、同意を得ること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	別紙3
【選択項目】	1 沖縄県内に本店・支店等が所在すること	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	様式1-2
	2 沖縄県赤土等流出防止条例に基づく赤土等流出防止対策もしくは同等以上の水質汚濁防止対策施工実績があること	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	—
	3 当局の有資格者で○等級であること	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	様式1-2
	4 設計技術者を配置できること	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	様式3-5
	5 技術者ヒアリングを受けること	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	—
	6 歩掛見積書を提出していること	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	—

(凡例) ○: 必須 △: 選択 ×: 非設定

※ WTO 対象工事にあっては、国内実績のない外国籍企業が不利となるような評価項目を設定してはならない。

※ 海外企業を同等に評価することが困難な場合は、必須条件とはしない。

総合評価項目

総合評価項目		W T O ・ S I (W T O ・ S I 型)	技術提案評価型 (S I 型)	施工計画重視型 (S I 型)	チャレンジ型 (I 型)	施工能力評価型 (I 型)	施工能力評価型 (II 型)	様式
企業の能力等	同種工事の施工実績	×	○	○	○	○	○	様式 2-1
	工事成績	×	○	○	×	○	○	様式 7-1
	低入札工事の成績	×	○	○	○	○	○	様式 1-2
	表彰	×	○	○	×	○	○	様式 7-1
	工事事故等	×	○	○	○	○	○	様式 6
	I C T 活用計画	×	△	△	△	△	△	別記様式 1
	特別港湾潜水技士の活用	×	△	△	△	△	△	様式 7-3-3
技術者の能力等	女性活躍推進の取組	×	○	○	○	○	○	様式 17
	同種工事の施工実績	×	○	○	○	○	○	様式 3-1
	監理能力 (ヒアリング)	×	△	△	△	△	×	—
	工事成績	×	○	○	×	○	○	様式 7-1
	表彰	×	○	○	×	○	○	様式 7-1
	継続教育 (CPD) の取組状況	×	○	○	○	○	○	様式 3-1
	資格	×	△	△	△	△	△	様式 3-1
地域精通度・貢献度	地域的条件	本支店営業所の所在地	×	○	○	○	○	様式 1-2
		企業の近隣地域での施工実績①	×	○	○	○	○	様式 5-1
		企業の近隣地域での施工実績②	×	○	○	○	○	様式 5-2
		県内業者の下請活用比率	×	○	○	○	○	様式 5-3
		災害協定	×	○	○	○	○	様式 7-1
		登録海上起重基幹技能者、建設マスターの活用	×	△	△	△	△	様式 7-3-1 様式 7-3-2
		災害時に活用できる作業船の保有状況	×	△	△	△	△	様式 7-2-1
		環境性能の高い作業船の使用状況	×	△	△	△	△	様式 7-2-2
		賃上げを実施する企業に対する加点	○	○	○	○	○	様式 15-1 様式 15-2
施工提案	施工計画	×	×	○	○	○	×	様式 4-1～ 様式 4-5
	施工計画の理解度 (ヒアリング)	×	×	△	△	△	×	—
	技術提案	○	○	×	×	×	×	様式 8-1-1 様式 8-1-2
	女性活躍推進の取組	○	×	×	×	×	×	様式 17
	技術提案の理解度 (ヒアリング)	△	△	×	×	×	×	—
実施	施工計画の理解度 (ヒアリング)	○	○	○	○	○	○	—
	施工体制確保の確実性	○	○	○	○	○	○	—
施工	施工計画の理解度 (ヒアリング)	○	○	○	○	○	○	—
	施工体制確保の確実性	○	○	○	○	○	○	—

(凡例) ○ : 必須 △ : 選択 × : 非設定

※ WTO 対象工事にあっては、国内実績のない外国籍企業が不利となるような評価項目を設定してはならない。

※ 海外企業を同等に評価することが困難な場合は、必須条件とはしない。

3-2 競争参加資格の確認

技術的能力の審査を行う。技術的能力の審査の結果、審査基準（競争参加資格）を満たしていない企業には競争参加資格を認めないものとする。

なお、政府調達（WTO）対象工事では、「政府調達に関する協定」第9条第3項のとおり、発注にあたっては海外企業が不利となる評価項目等を設定してはならない。

必須項目

- ①予決令第70及び71条の規定に該当しない者
- ②当局の一般競争の参加資格の認定を受けている者
- ③経営事項評価点数が一定の点数以上であること（WTO工事）
- ④会社更生法に基づいた更生手続開始の申し立てを又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行っていない者であること
- ⑤指名停止を受けている期間中でないこと
- ⑥入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと
- ⑦対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受諾者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと
- ⑧対象工事と同種の施工実績があること
 - ア) 様式に同種の施工実績を記述させ確認する。
 - イ) コリンズ登録のある場合は、審査担当者がコリンズweb版にて同種工事実績を確認する。
 - ウ) コリンズ登録していない場合又はコリンズに登録されているが同種工事の証明ができない場合は、工事内容（実績）が証明できる資料の写しを添付させる。
 - エ) 沖縄総合事務局及び国土交通省が発注した工事（港湾空港関係に限る）の工事実績は、工事成績評定通知書を添付させて65点未満でないかを確認する。65点未満は実績として評価しない。
 - オ) 実績評価期間の過去15年間とは、過去15年度の年度当初より技術資料提出期限日までに元請として完了した工事とする。
 - カ) 特定JVは、特定JVの各構成員のすべての構成員の施工実績を確認する。なお代表者以外の構成員に求める実績は、代表者の実績より緩和す

ることができる。

- キ) 経常JVは、経常JVの各構成員のうち1社以上の施工実績を確認する。
- ク) 企業合併して吸収された企業の施工実績については、全て合併新会社の実績として扱うこととする。
- ケ) 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された施工実績は、国内工事の施工実績と同様に評価する。

⑨配置予定技術者が対象工事と同種の工事経験・資格があること

- ア) 様式に同種工事の経験及び保有資格を記入させ確認する。
- イ) コリンズに登録している場合は、審査担当者がコリンズweb版にて同種工事経験を確認する。
- ウ) コリンズ登録していない場合又はコリンズに登録されているが同種工事の証明ができない場合は、工事経験（実績）が証明できる資料の写しを添付させる。
- エ) 監理技術者資格証の写し（裏表）、監理技術者講習修了証〔講習受講日の翌年の1月1日から起算して5年以内〕の写し、健康保険被保険者証等を添付させて保有資格、直接的かつ恒常的な雇用関係〔3カ月以上〕の確認をする。監理技術者資格証の更新手続き中の場合は、旧資格証と講習受講証明等を添付すること。健康保険被保険者証等は必要最小限な部分のみを明示させること。
- オ) 沖縄総合事務局及び国土交通省が発注した工事（港湾空港関係に限る）の工事実績は、工事成績評定通知書を添付させて65点未満でないかを確認する。65点未満は工事経験として評価しない。
- カ) 実績評価期間の過去15年間とは、過去15年度の年度当初より技術資料提出期限日までに元請として完了した工事とする。
- キ) 特定JVは、特定JVの各構成員のすべての構成員の配置予定技術者について元請としての施工経験を確認する。
- ク) 経常JVは、経常JVの各構成員の配置予定技術者のうち1社以上の配置予定技術者の施工経験を確認する。
- ケ) 同種工事の契約工期と配置予定技術者の従事期間が相違する場合は、実施工工程表等を添付させて従事期間が工事経験の1/2以上であることを確認すること。
- コ) 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された施工経験は、国内工事の施工経験と同様に評価する。

⑩過去2年度の同一工種の工事成績の平均点が2年連続で60点未満ないこと

⑪施工計画が適正であること

○施工能力評価型（I型）

- ア) 施工計画の課題は、次の課題を提出させる。提出後の修正は認めない。
 - ・施工計画（課題に対する施工計画）
- イ) 記載内容は、必要に応じて説明図や表等を含めることができるが、全体でA4版2枚以内(説明図や表等を含めて)とすること。なお、3枚目以降は審査対象としない。
- ウ) 評価については2段階評価（可・不可）で行い、不可評価が1項目でもあれば競争参加資格を認めない。

○施工計画重視型、チャレンジ型

- ア) 施工計画の課題は、次の課題の中から適宜選択し提出させる。提出後の修正は認めない。
 - ・工程管理に関わる技術的所見
 - ・施工上の課題に対する技術的所見
 - ・施工上配慮すべき事項
 - ・材料当の品質管理に係わる技術的所見

⑫技術提案（通常技術提案）に係わる施工計画が適正であること（技術提案評価型（S型、SⅠ型））

⑬技術向上提案に係わる施工計画が適正であること（技術提案評価型（SⅠ型））

⑭警察当局から排除要請を受けている者でないこと

⑮情報保全に係る履行体制に関する資料を発注者に提出し、同意を得ること

（2）選択項目

①○○内に本店・支店又は営業所が所在すること。

- ア) 様式に沖縄県内の営業所等の住所を記入させる。
- イ) 建設業法に基づく本店、支店、営業所とする。

②沖縄県赤土等流出防止条例に基づく赤土等流出防止対策もしくは同等以上の水質汚濁防止対策の施工実績があること

※同等以上の水質汚濁防止対策とは、事業行為にともない降雨時に発生する赤土等の流出を防止するための発生源対策等があり、かつ濁水の排水基準（浮遊物質量200mg/L以下）が設定されている対策をいう。

③当局の有資格者で○○等級であること

④設計技術者を配置できること

⑤技術者ヒアリングを受けること

⑥歩掛見積書を提出していること

(3) 留意事項

①書類の不備

添付を義務づけた資料の添付が無く、記載内容の確認ができない場合は、書類不備により、参加資格の確認が出来ないものとして欠格とする。

②技術資料等の差し替え

一度提出された技術資料等の期限を経過した後の差し替えは認めない。

3-3 競争参加資格の確認通知

資料提出のあった入札参加希望者に対し、競争参加資格の有無について、電子入札システムにより通知する。

なお、施工計画又は技術提案が適正と認められなかつた場合には、その理由を付して通知する。

3-4 技術提案の採否の通知

(1) 技術提案の採否の通知

技術提案等の採否に関する通知は、「総合評価落札方式における手続きについて（平成14年2月22日国港管第1188号、国港建第272号）」、「総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施について（平成22年4月9日国港総第27号、国港技第2号）」に基づき適切に実施することとする。

施工計画・技術提案の採否の凡例

（凡例）

- ：加算点の付与の対象とする（実施義務有り）。
- －：加算点の付与の対象としない（実施義務無し）。
- ×：技術提案として適正と認められない（実施不可）。
- △：加算点の付与の対象としない（ただし、標準施工として実施義務有り）。

(2) 技術提案の評価結果の通知

技術提案評価型S型、施工計画重視型及びチャレンジ型を対象として、支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官は、各入札参加者から提出された技術提案等のうち、加算点を付与する対象となる項目及び付与する対象とならない項目を、競争参加資格の確認の通知時に行う技術提案等の採否の通知と合わせて、当該技術提案等を提出した入札参加者に対し、通知することとする。

施工計画・技術提案の採否の通知

施工能力評価型 (Ⅱ型)	施工能力評価型 (Ⅰ型)	施工計画重視型 チャレンジ型	技術提案評価型 S型、SI型	技術提案評価型 WTO・S型、WTO・SI型
－	－	○	○	○

(3) 問い合わせ窓口の設置

技術提案等の採否の通知並びに加算点を付与する対象となる項目及び付与する対象とならない項目の通知に関する問い合わせに対応するための窓口を設置するものとする。

3-5 総合評価項目の審査・評価

3-5-1 評価項目及び配点の基本的な考え方

(1) 評価項目

総合評価落札方式における価格以外の評価項目は、各タイプに係わらず、以下に示す観点に基づき、公共工事の品質向上・確保に対する重要性や評価項目に係るデータ入手の容易さ等を考慮した上で、選定タイプの工事特性(工事内容、規模、要求要件等)に応じて設定することを基本的な考え方とする。

公共工事の品質向上・確保のために重要な評価項目は、以下のように整理できる。

① 企業の能力等

発注者が示す仕様に基づき、企業が適切かつ確実に工事を遂行する能力を評価するものである。企業の施工実績や工事成績、表彰等を評価する。

② 技術者の能力等

発注者が示す仕様に基づき、施工に直接係わる配置予定技術者が適切かつ確実に工事を遂行する能力を評価するものである。配置予定技術者の施工経験や工事成績、表彰、ヒアリング（監理能力、理解度）等を評価する。

③ 地域貢献度・精通度等（必要に応じ設定）

その地域で工事を円滑に実施する能力を評価するものである。地域内における本支店、営業所の所在や近隣地域での施工実績の有無、災害協定等に関する事項、ボランティア活動など地域特性に応じて適切に設定し評価する。

④ 技術提案（施工計画）

発注者が示す標準的な仕様に対して企業自らの技術提案により改善し、工事の品質向上を図る能力を評価するものである。競争参加者の技術提案については、総合的なコスト、性能・機能等や環境の維持・交通の確保等を評価の視点とする。なお、技術的工夫の余地が小さく技術提案を求める必要がない工事においては、「施工計画」を求め、施工上配慮すべき事項の適切性を審査し、適切かつ確実に工事を遂行する能力を審査する。

(2) 配 点

総合評価落札方式のタイプごとの具体的な配点割合は、次の表に示す。

タイプ毎の評価項目及び標準配点一覧

1) 評価基準

評価項目	評価細目	施工能力評価型 (II型)		施工能力評価型 (I型)		施工計画重視型		チャレンジ型		技術提案評価型 (S型)		WTO技術提案評価型 (S型)		技術提案評価型 (S1型)		WTO技術提案評価型 (S1型)		備考
		評価項目	点数	評価項目	点数	評価項目	点数	評価項目	点数	評価項目	点数	評価項目	点数	評価項目	点数	評価項目	点数	
施工計画	工程管理に係わる技術的所見					○		○										
	施工上の課題に対する技術的所見					○	20	○	25									
	施工上配慮すべき事項に対する技術的所見					○ (20点×1 テーマ)		○ (25点×1 テーマ)										
	材料の品質管理に係わる技術的所見					○		○										
	施工計画(課題に対する施工計画)			◎ 可・不可														
	技術者ヒアリング(5段階評価)			△		△		△										※ヒアリング結果を施工計画に乗じる。
小計(1)						20		25										
企業の能力等	同種工事の施工実績	◎	3.5 or 3.8	◎	3.5 or 3.8	◎	1.8 or 1.9	◎	2.8 or 2.9	◎	2.3 or 2.4			◎	2.3 or 2.4			
	工事成績(企業)	◎	4	◎	4	◎	2			◎	4			◎	4			
	低入札工事の工事成績	◎	0~8	◎	0~8	◎	0~6	◎	0~6	◎	0~6			◎	0~6			減点評価
	表彰	◎	2	◎	2	◎	1			◎	1			◎	1			
	工事事故等	◎	0~4	◎	0~4	◎	0~3	◎	0~3	◎	0~3			◎	0~3			減点評価
	《ICTの活用計画》	△	1	△	1	△	0.5			△	0.8			△	0.8			
	《新技術導入(I型)》	△	1	△	1													
	特別港湾潜水技士の活用	△	1	△	1	△	0.5	△	0.5	△	0.8			△	0.8			
	女性活躍推進の取組	◎	0.5 or 0.2	◎	0.5 or 0.2	◎	0.2 or 0.1	◎	0.2 or 0.1	◎	0.2 or 0.1			◎	0.2 or 0.1			
	小計(2)		10		10		5		3		7.5					7.5		
技術者の能力等	同種工事の施工経験	◎	8	◎	8	◎	3	◎	5.0	◎	6			◎	6			
	技術者ヒアリング(5段階評価)			△		△		△		△				△				※ヒアリング結果を技術提案に乗じる。
	工事成績(技術者)	◎	9	◎	9	◎	4			◎	7			◎	7			
	表彰	◎	2	◎	2	◎	2			◎	1			◎	1			
	継続教育(CPD)	◎	1	◎	1	◎	1	◎	2.0	◎	1			◎	1			
	《配置予定技術者の資格》	△	1	△	1	△	1	△	1	△	1			△	1			
	《技術者の沖縄県内における地域精通度》	△	2	△	2	△	2			△	2			△	2			
小計(3)			20		20		10		7.0		15				15			
地域精通度・貢献度	地域内での拠点の有無	◎	2	◎	2	◎	1	◎	1.0	◎	1.5			◎	1.5			
	近隣地域での施工実績(①又は②)	◎	2	◎	2	◎	1	◎	1.0	◎	1.5			◎	1.5			
	災害協定締結の有無	◎	2	◎	2	◎	1	◎	1.0	◎	1.5			◎	1.5			※評価基準1又は評価基準2のいずれかを選択
	県内業者の下請活用の有無(元請けを含む)	◎	4	◎	4	◎	2	◎	2	◎	3			◎	3			
	《登録海上起重基幹技能者、建設マスターの活用》	△	1	△	1	△	0.5	△	0.5	△	0.8			△	0.8			
	《災害時に活用できる作業船の保有状況》	△	1	△	1	△	0.5	△	0.5	△	0.8			△	0.8			
	《環境性能の高い作業船の使用状況》	△	1	△	1	△	0.5	△	0.5	△	0.8			△	0.8			
小計(4)			10		10		5		5		7.5				7.5			
技術提案	(技術提案:通常技術提案) 総合的なコストに関する提案 工事目的物の性能・機能の向上に関する提案 環境対策等、特に配慮が必要な提案									◎	30	◎	60	◎	20	◎	40	
	(技術向上提案) 品質・環境・建設現場の安全製・生産性等の更なる向上 新技術・工法等の活用									(1テーマ ×3提案)	(2テーマ ×3提案)	(1テーマ ×2提案)	(1テーマ ×3提案)	(1テーマ ×1提案)	(1テーマ ×1提案)	(1テーマ ×1提案)	(1テーマ ×1提案)	
	技術者ヒアリング(5段階評価)																	※ヒアリング結果を技術提案に乗じる。
	女性活躍推進の取組									△		△		△		△		
	小計(5)										30		61.0		30		61.0	
合計			40		40		40		40		60		61.0		60		61.0	
賃上げを実施する企業に対する加点		◎	3	◎	3	◎	3	◎	3	◎	4	◎	4	◎	4	◎	4	
賃上げ未達成の企業に対する減点		◎	-4	◎	-4	◎	-4	◎	-4	◎	-5	◎	-5	◎	-5	◎	-5	減点評価

注) 1. 施工計画は、実績重視型は1課題、チャレンジ型は1~2課題を設定することを原則とする。 3. 技術者ヒアリングは、技術者の施工経験、施工計画及び技術提案に含めて評価する。

2. 近隣地域での施工実績は①又は②をいずれか一方を選択して評価項目とする。 4. 工事毎に設定する項目(△)を設定する場合、評価項目の小計を変更しないこと。

2) 施工体制の評価基準

評価項目	評価細目	施工能力評価型 (II型)		施工能力評価型 (I型)		施工計画重視型		チャレンジ型		技術提案評価型 (S型)		WTO技術提案評価型 (S型)		技術提案評価型 (S1型)		WTO技術提案評価型 (S1型)		備考
		評価項目	点数	評価項目	点数	評価項目	点数	評価項目	点数	評価項目	点数	評価項目	点数	評価項目	点数	評価項目	点数	
品質確保の実効性	◎ 15	◎ 15	◎ 15	◎ 15	◎ 15	◎ 15	◎ 15	◎ 15	◎ 15	◎ 15	◎ 15	◎ 15	◎ 15	◎ 15	◎ 15	◎ 15	◎ 15	
施工体制確保の確実性	◎ 15	◎ 15	◎ 15	◎ 15	◎ 15	◎ 15	◎ 15	◎ 15	◎ 15	◎ 15	◎ 15	◎ 15	◎ 15	◎ 15	◎ 15	◎ 15	◎ 15	
合計	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	

注)施工体制確認型の場合に適用する。

(3) 留意事項

各評価項目に関する留意事項は次のとおりとする。

○同種工事の実績　【企業の能力等】【技術者の能力等】

3-2 競争参加資格の確認 (1) 必須項目 による。

○工事成績　【企業の能力等】【技術者の能力等】

ア) 様式に工事名及び工事成績を記入のうえ、工事成績評定通知書を添付させて確認する。JVで受注した工事の工事成績は、通常、すべての構成員で同じ工事成績となるが、事故等により構成員毎に異なる工事成績となる場合も有るため成績評定通知書で注意すること。

イ) 特定JVは、代表者の工事成績で評価する。

ウ) 経常JVは、次のとおりとする。

◇経常JV実績有り

・経常JVの実績のみで評価する。

◇経常JV実績無し

・単体（全構成員）の実績有りの場合、構成員毎の平均点（小数第2位を切り捨てし小数第1位止め）を基に、全構成員の平均点（小数第2位を切り捨てし小数第1位止め）を算出して評価する。

但し、実績を持たない構成員がいる場合は、実績を持たない構成員を60点として評価し、全構成員の平均点（小数第2位を切り捨てし小数第1位止め）を算出し評価する。

エ) 工事成績は過去5年度間、港湾空港所管工事において平均点を求めるものとする。端数処理は、小数第2位を切り捨てし小数第1位止めとする。
過去5年度間とは当該年度を含まない直近の5年度間とする。

過去5年度間の完成工事の評点合計

$$\text{過去5年度間の平均点} = \frac{\text{過去5年度間の完成工事の評点合計}}{\text{過去5年度間の完成工事の件数}}$$

オ) 配置予定技術者の工事成績は、役職経験での工事を対象とする。役職とは、現場代理人、監理（主任）技術者とする。また対象となる工事は、従事期間は工期の1／2以上を従事した工事とする。

○低入札工事の工事成績　【企業の能力等】

ア) 開発建設部（港湾空港関係）における過去2年度間の低入札工事を様式7に記入のうえ、工事成績評定通知書を添付させて確認する。過去2年度間とは当該年度を含まない直近の過去2年度とする。工事成績評定通知書の写しを添付されること。

○表彰　【企業の能力等】【技術者の能力等】

- ア) 様式に工事名、表彰を受けた年度、工事種別を記入させること。
- イ) 評価対象は、インフラ DX 大賞（港湾空港関係）、同一工種の工事における海外インフラプロジェクト技術者表彰（港湾空港関係）、開発建設部（港湾空港関係）で元請けとして施工した同一工種の工事における優良業者表彰及び優秀技術者・若手優秀技術者表彰とする。同一工種とは、工事種別が当該発注工事と同じ工事種別とする。
- ウ) 表彰は過去 3 年度間を対象とする。過去 3 年度間における表彰とは、当該年度を含む過去 3 年度間の表彰とする。
- エ) 優良業者表彰及び優秀技術者・若手優秀技術者表彰の基準日については、「8月 1 日」として、それ以降に入札公告する案件から切り替えること。
◇今年度を n とすると（過去 3 年度間の場合）
　・ 7 月 31 日以前の評価対象年度は、n - 4 ~ n - 2 の過去 3 年度間
　・ 8 月 1 日以降の評価対象年度は、n - 3 ~ n - 1 の過去 3 年度間
なお、インフラ DX 大賞、海外インフラプロジェクト技術者表彰の基準日については、港湾局からの連絡に基づき評価対象年度を切り替えること。
- オ) 特定 JV の評価とは、構成員のうち高い方を評価する。
- カ) 経常 JV の評価とは、経常 JV もしくは構成員のうち 1 社が元請けとしての受賞実績を有していれば評価する。
- キ) 単体で申請した場合、経常 JV での表彰の実績は評価しない。

評価対象業者 表彰実績	経常 JV (A・B)	単体 A	単体 B	
経常 JV (A・B)	○	×	×	評価する : ○
単体 A	○	○		評価しない : ×
単体 B	○		○	

- ク) 受賞した企業が評価対象期間内に沖縄総合事務局長から指名停止を受けた場合は、指名停止日以降における技術審査の評価対象としない（受賞に対する評価取り消しとする）。

○工事事故等【企業の能力等】

- ア) 様式に事故等による指名停止等の有無について記述させること。
- イ) 対象となる工事事故等による措置は次のとおりとする。
- 沖縄県内の公共工事において発生した工事事故（建築工事、民間工事及び米軍工事は除く）による文書注意以上があったもの。
 - 開発建設部発注工事において粗雑工事による文書注意以上があったもの。
 - 文書注意以上とは、文書注意及び指名停止を指す。

- ウ) 過去3ヶ月間とは、技術資料提出期限日から起算する。
- エ) 特定JVは、代表者で評価する。

○ICT活用計画（港湾関係）【企業の能力等】

- ア) 別記様式「ICTの活用計画」に記述させ、施工プロセスの各段階におけるICTの活用を確認する。
- イ) 総合評価の対象はICT活用工事（施工者希望型）とする。

○ICT活用計画（空港関係）【企業の能力等】

- ア) 別記様式「ICTの活用計画」に記述させ、施工プロセスの各段階におけるICTの活用を確認する。
- イ) 総合評価の対象はICT活用工事（施工者希望型I）とする。

○継続教育（CPD）の取組状況【技術者の能力等】

- ア) 様式に継続教育（Continuing Professional Development）の推奨単位について記載のうえ、「学習履歴証明書」「学習履歴明細書」を添付させ確認する。
- イ) 推奨単位とは、「建設系CPD協議会」の各団体の取得推奨単位（ユニット等）を指す。
- ウ) 対象期間は、直近の単位取得日が、技術資料の提出期限日から起算して過去1年間以内のものとする。

○資格【技術者の能力等】

- ア) 様式に資格について記載のうえ、資格者証の写しを添付させ確認する。

○地域精通度【技術者の能力等】

- ア) 様式に施工実績を記述させ確認する。
- イ) コリンズに登録している場合は、審査担当者がコリンズweb版にて同種施工実績を確認する。
- ウ) コリンズ登録をしていない場合、又はコリンズに登録されているが必要事項が確認できない場合は、契約書及び工事内容（実績）が証明できる資料の写しを添付させて実績を確認する。
- エ) 対象となる工事は、公共工事（自治体含む）・民間工事（1,000万円以上）とし、また、港湾関係か否かを問わない。なお、監理（主任）技術者あるいは現場代理人として従事した実績とし、施工実績として認められる従事期間は、施工期間の1/2以上とする。
- オ) 対象とする期間は過去5年度間とし、当該年度を除く直近の5年度間の実績とする。

○本支店営業所の所在地 【地域貢献度・精通度等】

3-2 競争参加資格の確認 (2) 選択項目 による。

○企業の近隣地域での施工実績①：分任官 【地域貢献度・精通度等】

地域要件については、各地域の実状を考慮して設定するものとする。

- ア) 様式に記述させる。
- イ) コリンズに登録している場合は、審査担当者がコリンズ web 版にて同種施工実績を確認する。
- ウ) コリンズ登録をしていない場合、又はコリンズに登録されているが必要事項が確認できない場合は、契約書及び工事内容（実績）が証明できる資料の写しを添付させて実績を確認する。
- エ) 工事規模は次のとおりとする。（出資比率は 20%以上を原則とする）。

発注規模	求める工事規模
2. 0 億円以上	5 千万円以上（5 千万円未満は実績としない）
1. 0 億円～2. 0 億円未満	3 千万円以上（3 千万円未満は実績としない）
1. 0 億円未満	5 0 0 万円以上（CORINS 登録対象金額以上）

- オ) 沖縄総合事務局及び国土交通省が発注した工事（港湾空港関係に限る）の工事実績は、工事成績評定通知書を添付させて 65 点未満でないかを確認する。65 点未満は実績として評価しない。
- カ) 実施期間の過去 15 年間とは、過去 15 年の年度当初より技術資料提出期限日までとする。
- キ) 特定 JV 及び経常 JV の評価は、構成員のうち高い方を評価する。

○企業の近隣地域での施工実績②：本官 【地域貢献度・精通度等】

地域要件については、各地域の実状を考慮して設定するものとする。

- ア) 様式に施工実績を記述させること。
- イ) コリンズに登録している場合は、審査担当者がコリンズ web 版にて同種施工実績を確認する。
- ウ) コリンズ登録をしていない場合、又はコリンズに登録されているが必要事項が確認できない場合は、契約書及び工事内容（実績）が証明できる資料の写しを添付させて実績を確認する。
- エ) 工事規模は 5 百万円以上とし、土木関係工事（建築工事、米軍工事及び民間工事は除く）は全て対象とする。出資比率は問わない。
- オ) 対象とする期間は過去 3 年度間とし、当該年度を除く直近の 3 年度間の実績とする。
- カ) 特定 JV の評価は、構成員の施工実績（元請けとしての実績）を合計した

ものとする。

- キ) 経常JVの評価は、経常JVの施工実績及び構成員の施工実績（元請けとしての実績）を合計したものとする。
- ク) 16件を超えて申請された場合、申請順に評価を行い、16件以降の申請については評価の対象としない。

○県内業者の下請活用比率 【地域貢献度・精通度等】

地域要件については、各地域の実状を考慮して設定するものとする。

- ア) 様式に県内企業を1次下請として活用する比率を記述させること。
- イ) 県内企業を下請けとして活用する比率は、県内に本店を有する企業が元請けとなる場合、元請の直営施工の比率も含める。県内に本店を有する企業がJVの構成員となる場合も同様に、構成員の直営施工の比率も含める。
- ウ) 県内企業を下請けとして活用する比率については、当面の間は「30%以上」とするが、工県内下請業者数や工事の発注状況等に応じ、最大「50%以上」まで設定できるものとする。

○災害協定 【地域貢献度・精通度等】

災害協定については、沖縄総合事務局と災害協定を締結している港湾空港関係団体に所属している場合又は災害協定において災害復旧支援の対象施設に「港湾関係施設」が含まれている場合に評価する。

- ア) 様式に災害協定名を記入のうえ、協定書の写しを添付させ確認する。
- イ) 沖縄総合事務局（港湾・空港部門）との災害協定が証明できる資料を添付させて確認する。
- ウ) 参加者が所属する協会等が災害協定を締結している場合は、協定締結の証明書の写しを添付すること写しを添付すること。
- エ) 特定JV及び経常JVの評価は、構成員のうち1社以上の協定を確認する。

○登録海上起重基幹技能者の活用 【地域貢献度・精通度等】

- ア) 様式の記載を確認する。
- イ) 契約後に監督職員が「登録海上起重基幹技能者講習修了証」及び「直接的かつ恒常的な雇用」（競争参加資格確認資料提出期限日以前3ヶ月）の確認を実施するとともに、配置状況の確認を行う。発注者が指定する工種の作業船が稼働する期間全てにおいて、技能者を配置しなければならない。

○建設マスターの活用 【地域貢献度・精通度等】

- ア) 様式の記載を確認する。
- イ) 建設マスター（又は建設ジュニアマスター）の「顕彰状」の写し及び「直

接的かつ恒常的な雇用」(競争参加資格確認資料提出期限日以前3ヶ月)が証明できる資料を添付させ確認する。

- ウ) 契約後に監督職員が配置状況の確認を行う。発注者が指定する工種の作業船が稼働する期間全てにおいて、技能者を配置しなければならない。

○災害時に活用できる作業船の保有状況 [地域貢献度・精通度等]

- ア) 様式に記述させること。
- イ) 災害協定及び企業が保有する作業船が証明できる資料(登記簿、社会保険証券または共同保有契約書等の写し)を添付させ確認する。
- ウ) 企業が保有する作業船とは、自社保有船舶、共同保有船舶とする。なお、傭船契約している作業船は評価の対象としない。

自社保有船舶	共同保有船舶
100%自社所有の船舶の他、親会社が50%以上の株式を保有している子会社	当該船舶の所有あるいは所有船舶の現行機能を保持するに当たり、新造、改良又は機能の追加のために必要な経費を複数の者で負担している船舶をいう。
100%所有の船舶又は親会社と共有で100%所有している船舶をいう。	

- エ) 対象船舶は、次の主作業船とする。

①ポンプ浚渫船	⑥空気圧送船	⑪コンクリートミキサー船
②グラブ浚渫船	⑦旋回起重機船	⑫ケーン製作用台船
③バックホウ浚渫船	⑧固定起重機船	⑬深層混合処理船
④リクレーマ船	⑨クレーン付台船	⑭サンドドレーン船
⑤バージアンローダ船	⑩杭打船	⑮サンドコンパクション船

出典：港湾請負工事積算基準「主作業船一覧」

- オ) 特定JV及び経常JVの評価は、構成員のうち1社以上の保有を確認する。

○環境性能の高い作業船の使用状況 [地域貢献度・精通度等]

- ア) 様式に記載させる。
- イ) 環境性能達成の有無については、作業船に設置された原動機各々に対して発行される「国際大気汚染防止原動機証書」の写し、作業船の写真や原動機の写真を添付させ確認する。
- ウ) 作業船の保有状況は、企業が保有する作業船が証明できる資料(登記簿、社会保険証券または共同保有契約書等の写し)を添付させ確認する。
- エ) 環境性能の高い作業船とは、企業が保有する作業船のうち、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3」に基づく「窒素酸化物排出量に係る放出基準」を満足している船舶とする。また上記のうち、平成22年7月以降に参加者が自ら新造し、かつ作業船の財産を所有するものを、環境性能の高い新造作業船とする。

- オ) 企業が保有する作業船については、「保有状況」と同様とする。
- カ) 対象船舶は、工事ごとに主要工種となる主作業船を設定する。主作業船については、「保有状況」と同様とする。
- キ) 新造作業船の加点期間は新造後 15 年間とする。建造後に環境性能の高い原動機へ代替えを行っている場合は、代替え後 15 年とする。なお 15 年間とは、過去 15 年の年度当初より技術資料提出期限日までとする。
- ク) 特定 JV 及び経常 JV の評価は、構成員のうち 1 社以上の使用を確認する。
- ケ) 主作業船を使用する工事について評価を実施する。

○施工計画・技術提案

3-2 競争参加資格の確認 (1) 必須項目 による。

○賃上げの実施に関する評価 [賃上げの実施]

- ア) 様式に記載させる。中小企業等については、直近の事業年度の「法人税申告書別表 1」を合わせて提出させる。
- イ) 中小企業等とは、法人税法第 66 条第 2 項又は第 3 項に該当する者をいう。ただし、同条第 6 項に該当するものは除く。
- ウ) 本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から 1 年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合（1 点大きな配点）の減点を行う。

なお、共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

○ワーク・ライフ・バランス等推進に関する評価 [WLB 等推進企業の取組]

- ア) 港湾空港工事の場合、様式に記載させる。
- イ) 次に示すいずれかの認定を受けていること
 - ・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業）
 - ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和 7 年 4 月 1 日以降の基準）・くるみん（令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日の基準）・くるみん（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準）・トライくるみん（令和 7 年 4 月 1 日以降の基準）・トライくるみん（令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの基準）認定企業）

- ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）
- ウ) 認定等の確認方法
 - ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況を提出させる。
 - ・認定通知書の写しを添付させ、これにより確認する。（外国法人については、内閣府による認定等相当確認通知書の写しにより確認する）

3-5-3 配置予定技術者へのヒアリング

総合評価落札方式において、技術者の能力や技術提案の実現性を評価する上で配置予定技術者へのヒアリングは重要な判断要素となる。このため、配置予定技術者へのヒアリングについては、必要に応じて実施するものとする。

総合評価落札方式のタイプ別にヒアリングの考え方を下表に示す。

ヒアリングの考え方

	施工能力評価型 (II型)	施工能力評価型 (I型)	施工計画重視型 チャレンジ型	技術提案評価型 S型、SI型	技術提案評価型 WTO・S型、WTO・SI型
実施の有無	実施しない	必要に応じて実施する			
ヒアリング項目	—	施工経験 施工計画	施工経験 施工計画	施工経験 技術提案	技術提案
ヒアリング評価方法	—	5段階評価 可・不可	5段階評価	5段階評価	5段階評価

3-5-4 施工計画・技術提案について

(1) 施工能力評価型（I型）における施工計画

○求める内容等

施工能力評価型（I型）では、発注者が示す仕様に基づき施工する上でどういう点に配慮して工事を施工するか（施工上配慮すべき事項）について、特に重要と考えられる工種に係る施工方法について記述を求める。または、これに代えて、環境対策等、特に配慮すべき事項について記述を求める。

施工計画のテーマは、「1テーマ×3提案」を基本とする。

○評価方法

現場条件を踏まえて配慮すべき事項の記述の適切性を二段階で審査し、原則、記述が適切であれば「可」とし、不適切あるいは未記載であれば「不可」として工事の確実な施工に資するか否かを審査する。「不可」の場合は欠格（競争参加資格を認めない）とする。

(2) 施工計画重視型、チャレンジ型における施工計画

○求める内容等

施工計画重視型では、発注者が示す仕様に基づき施工する上でどういう点に配慮して工事を施工するか（施工上配慮すべき事項）について、特に重要なと考えられる工種に係る施工方法や環境対策等、特に配慮すべき事項について記述を求める。

○評価方法

優・良・可の3段階または秀・優・良・可・標準の5段階で評価する。

内容が不適切あるいは未記載である場合は欠格（競争参加資格を認めないこと）とする。

(3) 技術提案評価型S型における技術提案

○求める内容等

技術提案評価型S型では、競争参加者に施工上の工夫等、以下の項目に係る技術提案の提出を求め、その実現性や安全性等について審査・評価を行う。

- ・総合的なコストの縮減に関する技術提案
- ・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
- ・安全対策及び環境対策等、特に配慮が必要な事項への対応に関する技術提案

技術提案に係る評価項目については、工事の施工条件や環境条件等から工事ごとに施工上の技術的課題を踏まえて設定する。

技術提案のテーマは、WTO以外は「1テーマ×3提案」を基本とする。WTOの場合は、「2テーマ×3提案」を基本とするが、工種の少ない工事の場合、技術的特性や現場条件等を勘案し「2テーマ×2提案」とすることも可とする。

○技術提案記載に関する留意事項（入札説明書記載）※斜体は工事毎に適宜

- ・提案内容は標準案との相違点を簡潔に記述し、提案項目数が分かるようにすること。
- ・技術提案枚数は1提案毎に、A4版1ページ以内(図表、写真等含む)、文字は10.5ポイント以上とし、2ページ以降は評価しない。
- ・複数工事との輻輳が生じるため、他工事へ支障が無いよう配慮すること。
- ・周辺環境に影響が無いよう配慮すること。
- ・既設構造物に配慮すること。
- ・関係機関や別件工事との調整に関わる事項については、対象外とする。
- ・技術提案3項目のうち、以下の項目について少なくとも1項目は提案すること。記載が無い場合は、本技術提案事項に係るすべての技術提案を0点とする。

「〇〇〇〇〇」

- 各項目の表題は、提案事項が明確に理解できるよう、簡潔に記載すること。
また指定した1項目については、表題の後に()書きでその旨を明示すること。
- 原則として、1提案につき1技術を評価対象（技術①）とする。ただし、付加的に他の技術（技術②③）を一体的に組み合わせることで提案効果が一層高まる場合に、1提案につき最大3技術までを含めることができる。
- 4技術以上を提出した場合、4技術目以降は評価対象外とする。ただし、記載した技術については実施義務が生じるため留意すること。
- また、技術②又は③が技術①に対して関連性が確認できない場合、関連性が確認できるもののみを評価対象とする。
- 設計図書の変更を伴う提案については評価しない。

参考（1テーマ×3提案の場合）

技術提案事項	提案内容	技術提案	留意事項
テーマ①	提案①	技術① +技術② +技術③	<ul style="list-style-type: none">原則として、1提案につき1技術を評価対象（技術①）とする。ただし、付加的に他の技術（技術②③）を一体的に組み合わせることで提案効果が一層高まる場合に、1提案につき最大3技術までを含めることができる。
	提案②	技術① +技術② +技術③	<ul style="list-style-type: none">4技術以上を提出した場合、4技術目以降は評価対象外とする。ただし、記載した技術については実施義務が生じるため留意すること。
	提案③	技術① +技術② +技術③	<ul style="list-style-type: none">また、技術②又は③が技術①に対して関連性が確認できない場合、関連性が確認できるもののみを評価対象とする。

○評価方法

技術提案については、現場条件等を踏まえ、有効性及び確実性等を総合的に勘案し、以下の5段階で評価する。

秀：現場条件等を踏まえ、非常に高い効果が見込まれる。

優：現場条件等を踏まえ、高い効果が見込まれるとともに、生産性向上の取組が認められる。

良：現場条件等を踏まえ、高い効果が見込まれる。

可：現場条件等を踏まえ、効果が見込まれる。

標準：標準的な内容。

内容が不適切あるいは未記載である場合は欠格（競争参加資格を認めないこと）とする。

（4）技術提案評価型SⅠ型における技術向上提案

○求める内容等

技術提案評価型（S I型）は、技術提案評価型（S型）で求めている技術提案に加えて技術向上提案を求めるもので、発注者が示す標準的な仕様案に対して目的物の仕様や工法（仮設等を含む）の軽微な変更を許容し、さらなる工事品質の向上が図られるテーマについて、競争参加者の提案を求めるものである。

具体的には下記のようなテーマを想定しており、各工事の実情に応じて適切に設定するものとする。

- ・工期延期のリスク回避（施工性の高い工法への変更）
- ・安全性の向上（交通渋滞・交通事故発生の防止、作業員の危険防止）
- ・構造物の新設時における、点検困難箇所への維持管理性の高い工法等の採用

技術向上提案テーマの提案については各テーマにおいて最大1つとする（ただし、一連となり効果を高める複数の技術を組み合わせた提案は1つとして評価する）

○評価方法

技術向上提案については、的確性、実現性により評価する。

技術向上提案の実施に係る概算費用の多寡については、技術向上提案の評価対象としないが、提案書に記載された概算費用の合計が発注者の提示する上限額を超過している場合は、当該技術向上提案について評価しない。また、過剰な品質の向上を謳う技術向上提案については評価しない。

(5) 指定項目

施工計画・技術提案の評価に当たっては、実質的な価格競争となってしまうことのないようメリハリのある評価を行うことが重要である。また競争性確保の観点から、テーマの使い回しなどによる提案内容の固定化を避ける必要がある。

こうしたことから、各テーマの提案内容の中に限定した提案項目を指定項目として設定することにより、工事ごとに特化した提案を求めるこども可とする。

指定項目の提案数は1提案以上とし、求めた指定項目について記載が無い場合、当該テーマに係るすべての提案を0点とする旨を明示すること。

(6) 過度な施工計画・技術提案

過度な施工計画・技術提案（オーバースペック）等については、次の資料を参考とすること。

- ・「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例」
(H23.8 国土交通省 國土技術政策総合研究所 港湾研究部)
- ・「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例」
(R4.4 沖縄総合事務局 港湾空港品質確保室)

4. 総合評価の方法

4-1 評価値の算出方法

総合評価による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高い者を落札者とする。評価値の算出方法としては、除算方式を採用している。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

- 標準点：競争参加者の技術提案が、発注者が示す最低限の要求要件を満たした場合に 100 点を付与する。
- 加算点：2 章の「総合評価落札方式のタイプごとの配点割合」を標準とする。
- 施工体制評価点：入札説明書等に記載された要求要件を実現できる確実性の高さに対して与える点数で、施工体制評価項目として設定された項目毎に評価し最大 30 点を付与する。

4-2 加算点及び技術評価点の算定

(1) 加算点

① 施工能力評価型（I型・II型）、施工計画重視型、チャレンジ型の加算点は、次式によるものとする。

$$\diamondsuit \text{加算点} = \text{加算点 } 1 + \text{加算点 } 2 + \text{加算点 } 3$$

- ・加算点1 = 企業の能力+技術者の能力（ヒアリングを含む）+地域精通度・貢献度
- ・加算点2 = 施工計画×技術者ヒアリング ※施工計画重視型・チャレンジ型のみ
- ・加算点3 = 貸上げの実施に関する評価

② 技術提案評価型（S型・SI型）は次式によるものとする。

$$\diamondsuit \text{加算点} = \text{加算点 } 1 + \text{加算点 } 2 + \text{加算点 } 3$$

- ・加算点1 = 企業の能力+技術者の能力（ヒアリングを含む）+地域精通度・貢献度
- ・加算点2 = 技術提案×技術者ヒアリング
- ・加算点3 = 貸上げの実施に関する評価

③ 技術提案評価型（S型・SI型）（WTO）は次式によるものとする。

$$\diamondsuit \text{加算点} = \text{加算点 } 1 + \text{加算点 } 2 + \text{加算点 } 3 + \text{加算点 } 4$$

- ・加算点1 = 技術提案×技術者ヒアリング
- ・加算点2 = 技術提案×技術者ヒアリング
- ・加算点3 = 貸上げの実施に関する評価
- ・加算点4 = ワーク・ライフ・バランス等推進に関する評価

(2) 技術評価点

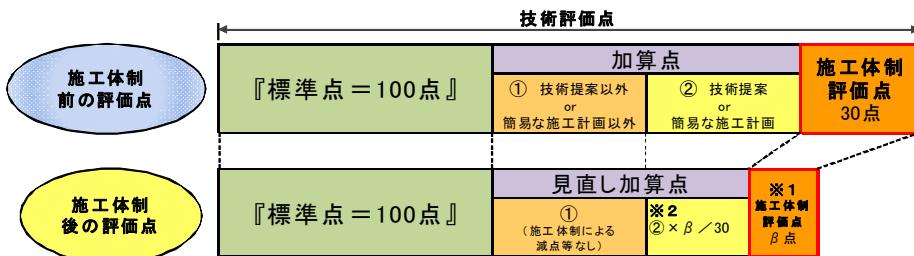
技術評価点は、参加を認められた企業に与えられる基礎点（100点）に、施工体制評価点と加算点を加えたものとし、次式によるものとする。なお、施工体制確認型でない場合は、施工体制評価点を加算しないこと。

$$\diamondsuit \text{技術評価点} = \text{基礎点 } (100 \text{ 点}) + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}$$

(3) 加算点に係わる確実性の評価（見直し加算点）

加算点のうち、技術提案、施工計画に係わる加算点に施工体制評価点の割合を乗じた点数を見直し加算点とする。

なお施工体制の審査（ヒアリング）について、追加資料を提出しない場合やヒアリングに応じない場合は、入札無効とする。



※1. **施工体制評価点**は、「要求要件を実現できる確実性の高さに対して付与される」。
評価項目は、「品質確保の実効性」と「施工体制の確実性」の2項目。満点は30点。
それぞれの評価項目毎に段階で評価(15点／5点／0点)。

※2. **施工体制評価後の技術提案に対する加算点**は、(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点^{注1)}に付与された施工体制評価点の満点に対する割合($\beta / 30$)を乗じた点数。
^{注1)}(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点 $\times \beta / 30$

5. 総合評価落札方式の結果の公表

5-1 評価結果の公表

発注者は入札・契約手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。また、「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について（平成13年3月30日：国官会第1429号、国地契第26号）」に基づき、総合評価における落札結果及び技術力評価の結果等については、契約後早期に公表する。

(1) 落札者決定後

総合評価落札方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。

- ① 業者名
- ② 各業者の入札価格
- ③ 各業者の技術評価点
- ④ 各業者の評価値

5-2 中立かつ公正な審査・評価の確保

総合評価落札方式の適用にあたっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが重要である。このため、各地方整備局等においては、「総合評価方式及びプロポーザル方式における技術提案の審査に関する体制について（平成18年7月11日付け国官総第263号、国官会第495号、国地契第38号、国官技第92号、国営計第54号）」に基づき、本局に沖縄総合事務局開発建設部総合評価審査委員会を設置している。

(1) 技術提案に関する機密の保持

発注者は、民間企業からの技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、技術提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにし、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにする等、その取り扱いに留意する。

(2) 技術提案に関する機密の保持

技術提案の審査・評価は、次の各委員会等により行うものとする。

1) 技術審査会

- ① 施工能力評価型、施工計画重視型、チャレンジ型の評価項目の設定及び審査・評価を行う。
- ② 技術提案評価型S型の技術提案（定量評価のみ）の事前審査・評価を行う。
- ③ 技術提案評価型S型の事前審査を行う。
- ④ 契約後 VE 方式における技術提案の事前審査・評価を行う。

2) 総合評価審査委員会

- ① 学識経験者2名程度を含めた総合評価審査委員会により行う審査。
なお、学識経験者は本局で委嘱するものとし、分任官分も含めて局で一括して審査するものとする。
- ② 開発建設部（分任官分含む）における総合評価方式の基本的な考え方（運用方針）について審査決定する。

総合評価方式の審査・評価所掌一覧表

総合評価方式	施工能力評価型 施工計画重視型 チャレンジ型	技術提案評価型 (S型・SI型)				技術提案評価型 (A型)		
事項 委員会等	評価項目、評価基準の設定	技術資料等の審査・評価	評価項目、評価基準の設定		技術資料等の審査・評価		評価項目、評価基準の設定	技術資料等の審査・評価
			定量評価	定性評価	定量評価	定性評価		
技術審査会	◎	◎	△	△	◎	△	△	△
総合評価審査委員会	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎

注：◎は全て審査

○は抽出審査

△は総合評価審査委員会にはかる前の事前審査

5-3 入札及び契約過程に関する苦情処理

国土交通省においては、公正な競争の促進、透明性の確保の観点から、苦情申立てに対し、発注者として先ず入札・契約の過程について適切に説明するとともに、さらに不服（再苦情）のある者については、「入札監視委員会」（※）による審議を経て回答することとし公正に不服を処理することとしている。

※学識経験者等からなる第三者機関であり、次に掲げる事務を行う。

- ・入札・契約手続の運用状況についての報告を受けること。
- ・一般競争参加資格の設定の理由等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
- ・入札・契約手続に係る再苦情処理について審議を行い、報告を行うこと。

総合評価落札方式による入札及び契約過程に関する苦情処理については、「工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について（平成13年3月30付け国官会第1430号、国地契第28号）」に基づき、適切に実施することとする。

総合評価の審査結果については、入札者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

また、落札できなかった入札者から落札情報の提供依頼があった場合には、当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点を提供する。さらに評価の理由を求められた場合には、その理由を説明する。

6. 総合評価落札方式の評価内容の担保

6-1 技術提案等の履行の確保

(1) 評価内容の担保の方法

受注者の技術提案の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、瑕疵の修補を請求し、または修補に代えもしくは修補とともに損害賠償を請求する。

施工方法に関する技術提案の不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し、受注者の責めによる場合には、契約不履行の違約金を徴収する。

7. 総合評価落札方式の試行等

総合評価落札方式においては、技術評価点の評価方法等に関し、試行や試行に向けた検討を実施している。それぞれの試行等の内容は以下のとおりである。

7-1 施工体制確認型総合評価落札方式の試行（平成18年～）

いわゆるダンピング受注については、これまでも対策を講じてきたところであるが、低入札工事においては、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になる傾向があり、適切な施工体制が確保されないおそれがある。このため、「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について（平成18年12月8日国港総第683号、国港建第175号）」に基づき、当分の間、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査することとした。

○対象工事

「工事に関する入札に係る総合評価落札方式について」（平成14年2月2日付け国港管第1187号）の別添「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」（以下、「標準ガイド」という。）及び「総合評価落札方式における手続きについて」（平成14年2月22日付け国港管第1188号、国港建第272号）に基づき行われる工事すべての評価項目が標準ガイド第1Ⅲ1(1)に定める必須以外の評価項目である工事のうち、地方整備局副局長又は次長及び事務所長（以下「副局長等」という。）が特に適切な施工体制を確保する必要があると認める予定価格が2億円以上の工事において試行することとする。なお、予定価格が2億円未満の工事であっても、副局長等が必要と認める場合には試行できるものとする。

○標準点、施工体制評価点及び加算点

入札説明書等に記載された要求要件を実現できる場合に与える点数は標準点と、入札説明書等に記載された要求要件を実現できる確実性の高さに対して与える点数は施工体制評価点と、入札説明書等に記載された要求要件以外の性能等に対して与える点数は加算点と称するものとする。

○配点割合

施工体制評価点は、30点とし、上記評価項目に基づき施工体制評価項目として設定された評価項目毎に各15点とする。

施工体制の評価項目等

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0	/15.0
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0	
	その他	0.0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0	/15.0
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0	
	その他	0.0	

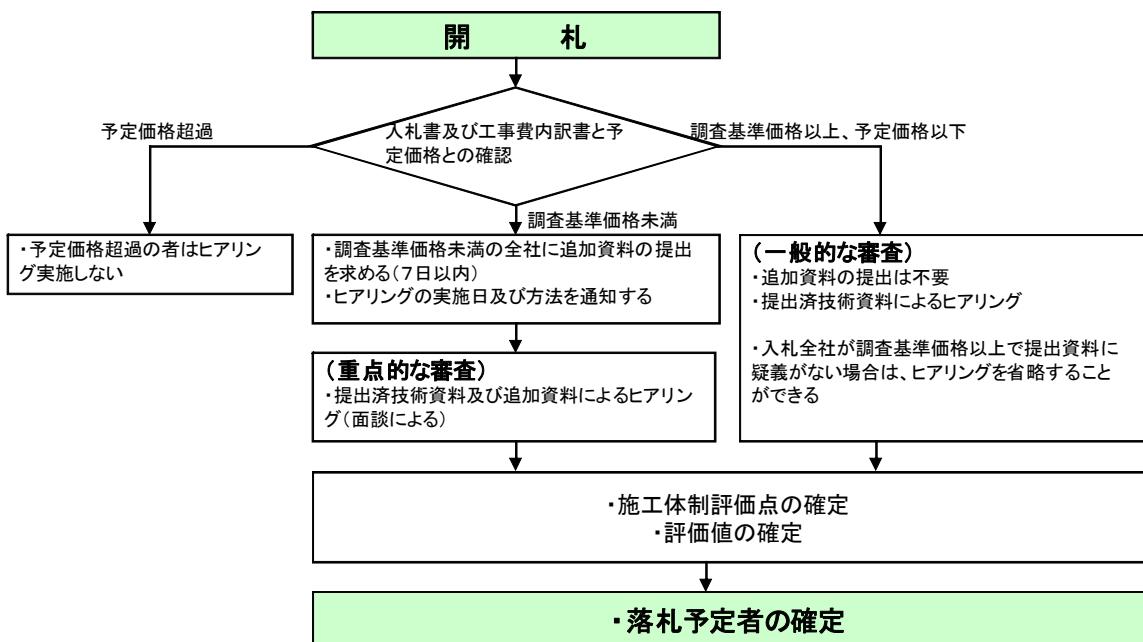
○施工体制評価項目の審査・評価方法

- (1) 副局長等は、どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をしたすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施するものとする。
- (2) 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）に満たない者は、施工体制の確保を含め契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、副局長等は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書のほかに、開札後、所定の資料の提出を求めるとしてする。なお、当該資料の提出については、あらかじめ入札説明書において資料の提出期限及び内容等を明らかにするものとする。
- (3) 副局長等は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書（施工体制の確認に必要な部分に限る。）、(1)のヒアリング、(2)の追加資料及び工事費内訳書等をもとに(1)本文の審査を行い、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、その確実性の高さに応じて施工体制評価点を付与する。この場合、標準的には、評価項目毎に3段階で評価（15点／5点／0点）するものとする。

(4) 評価に当たっては、次の方針により行うものとする。

- ▽ 調査基準価格以上の価格で申込みを行った者は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、施工体制が必ずしも十分に確保されないと認める事情がある場合に限り、施工体制評価点を満点から減点することにより評価するものとする。
- ▽ 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、施工体制が確保されると認める場合にその程度に応じて施工体制評価点を加点することにより評価するものとする。さらに、副局長等は、調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者のうち、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で申込みを行った者については、審査を特に重点的に行うこととし、施工体制が確保されると認める事情が具体的に確認できる場合に限り、施工体制評価点を加点するものとする。

(5) (1)のヒアリングに応じない者及び(2)の追加資料の提出を行わない者については、当該者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。



7-2 一括審査方式の活用

総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、条件をすべて満たす2以上の工事において、提出させる技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一のものとすることができるものとする。

○対象工事

- 以下のイ)～ヘ)の条件を全て満たす2以上の工事。
- イ) 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である工事
 - ロ) 工事の目的・内容が同種の工事であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事
 - ハ) 「工事請負業者選定事務処理要領」（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）及び「官庁営繕部工事請負業者選定要領」（昭和42年7月1日付け建設省営管第845号）第3に掲げる工事種別及び同第2第2号の等級区分、「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日付け運輸省港管第3722号）第7条第1項に掲げる工事種別及び同条第2項の等級区分、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務処理要領について」（平成13年1月6日付け国官会22号）の別紙「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領」別表第二に掲げる業種区分及び別表第一に掲げる等級が同じ工事
 - ニ) 入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて同一日に行うこととしている工事
 - ホ) 工事の品質確保又は品質向上を図るために求める施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事
 - ヘ) 「請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国官技第93号）別添2「地方整備局工事技術的難易度評価実施要領」別記様式第1「工事技術的難易度評価表」、「請負工事成績評定基準の制定について」（平成22年6月1日付け国港技第27-2号）別添2「工事技術的難易度評価実施基準」別記様式第1(1)「発注時工事技術的難易度評価表」又は「航空局工事成績評定要領」（平成10年3月26日付け空経第238号、空建第47号）別添2「航空局工事技術的難易度評定要領」別記様式第1-1～1-4「工事技術的難易度評価表」のいずれかの様式のすべての大項目及び技術提案又は施工計画を求めるテーマに関連のある小項目の評価が同じ工事

7-3 不正が発生しにくい制度への見直し（二封筒型＝同時提出型）

平成 24 年 10 月、公正取引委員会は、高知県内の入札談合事案に関して事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行うとともに、国土交通省に対し、入札談合関与行為等防止法に基づく改善措置要求を行った。

これを受け、国土交通省では当面の再発防止対策をとりまとめ、入札契約手続きに関する（1）技術提案書における業者名のマスキングの徹底、（2）予定価格作成時期の後倒し、（3）入札書と技術提案書の同時提出、（4）総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保など、不正が発生しにくい制度への見直しの試行を実施してきたところである。

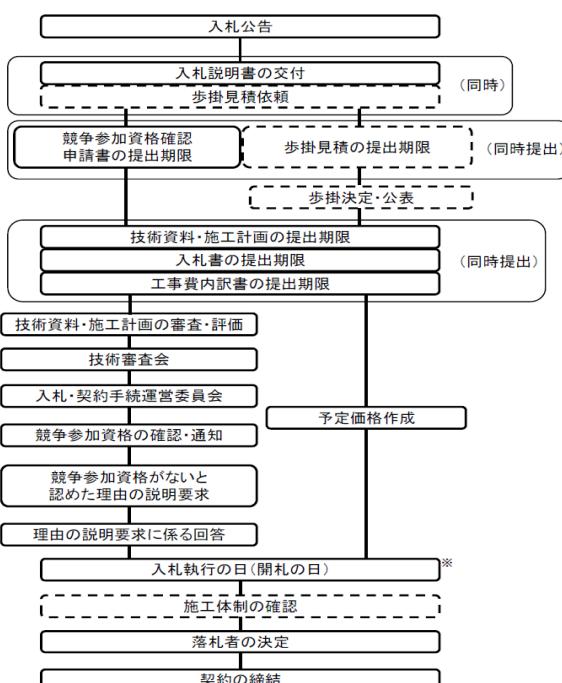
試行の結果を踏まえ、分任官発注で施工能力評価型を適用する港湾土木工事の一部において、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しの実施について」に基づき入札契約手続きを実施することとする。

○対象工事

施工能力評価型（I型）（II型）において、工種区分が港湾土木工事であり、予定価格が 5 千万円以上 3.4 億円未満の工事については二封筒型にて発注することを原則とする。

○配置予定技術者

二封筒型工事における配置予定技術者申請人数の変更(現在：1名→変更：3名まで可とする。)



手続きフロー

7-4 下請け施工実績の容認

中小企業の受注の確保に向け、作業船を使用する工事において、主作業船を使用した下請け施工実績を競争参加要件の「同種工事の施工実績」として認める。ただし、総合評価の「同種工事の施工実績」の加点評価は行わない。WTO対象工事を除く主作業船を使用する工事を対象とする。

○下請け実績を認める場合

会社の元請け実績として、発注工事の競争参加要件で求める「同種工事の施工実績」がない場合において、以下のすべての条件を満たす場合、企業と配置予定監理技術者の一次下請け実績を「同種工事の施工実績」として認める。

- ・企業の同種実績として、沖縄総合事務局発注工事の一次下請けの企業として施工した実績があること。
- ・配置予定技術者の同種実績として、一次下請けの主任技術者として配置された実績があること。
- ・一次下請け実績の工事において使用した主作業船と発注工事の主作業船が同じであること。
- ・一次下請け実績の工事において自社保有又は共同保有の主作業船を使用したこと。
- ・主作業船は次のとおりとする。

①ポンプ浚渫船	⑥空気圧送船	⑪コンクリートミキサー船
②グラブ浚渫船	⑦旋回起重機船	⑫ケーソン製作用台船
③バックホウ浚渫船	⑧固定起重機船	⑬深層混合処理船
④リクレーマ船	⑨クレーン付台船	⑭サンドドレーン船
⑤バージアンローダ船	⑩杭打船	⑮サンドコンパクション船

出典：港湾請負工事積算基準「主作業船一覧」

○下請け実績の確認資料

- 企業・配置予定技術者の同種実績の確認：一次下請実績が確認できる資料
 - ・施工体制台帳、下請け契約書 等
- 主作業船の保有、使用実績確認
 - ・所有者を確認するため、登記簿、海上保険証券、納税証明書 等
 - ・使用実績を確認するため、同種工事の施工計画書 等

7-5 主任(監理)技術者未経験者育成型工事

建設業における持続的な担い手の確保に向けて、主任(監理)技術者としての施工経験を有さない技術者(主任(監理)技術者未経験者)に対して育成機会の創出を図るとともに施工経験の多い技術者(技術指導者)をあわせて配置することにより技術の伝承を図るための取り組みである。

主任(監理)技術者未経験者と技術指導者を配置した場合には技術指導者を総合評価の評価対象とすることにより、育成機会の創出に寄与するものとする。

1) 対象案件

原則、全発注工事案件(競争参加者が選択できる。)

2) 総合評価落札方式の評価方法

①工事難易度 I～IIIかつWTO非対象工事の場合

○配置技術者：主任(監理)技術者(未経験者)＋技術指導者(非専任※)

- ・同種実績と工事成績、表彰等は、技術指導者(非専任※)の実績で評価

※別件工事で専任配置していないことを条件として、技術指導者(非専任)は、最大で工事3件まで登録可能とする。また、工事内容等より専任としても良い。

②工事難易度 IV～VIまたはWTO対象工事の場合

○配置技術者：主任(監理)技術者(未経験者)＋技術指導者(専任)

- ・同種実績と工事成績、表彰等は、技術指導者(専任)の実績で評価

3) 技術者要件

①技術指導者

以下の条件を満たすこと。

- ・主任(監理)技術者に求める要件を全て満たすこと。
- ・別件工事で専任配置されていないこと。
- ・定期的に配置予定主任(監理)技術者の指導を現場にて行うこと(1回／週程度)
- ・現場に半日以内に到着可能な場所を勤務地としている者であること。
- ・発注工事を含め3件以内の配置となっていること。

※専任の技術指導者を配置する場合は、当該条件は不要

4) 主任(監理)技術者未経験

- ・主任(監理)技術者に求める要件のうち、施工経験以外の要件を全て満たすこと。
- ・沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省等発注工事の主任(監理)技術者として当該工事種別の施工経験を持たないこと。なお、ここでの工事

種別は「契約業者取扱要領」（昭和 55 年 12 月 1 日付け、港管第 3722 号）第 7 条第 1 項第 1 号から第 5 号の工事区分を指す。

7-6 主任技術者又は監理技術者の配置変更等

主任（監理）技術者の柔軟な配置や競争参加資格申請書類の削減、申請手続きの簡素化に対応するため、主任（監理）技術者の申請をこれまでの複数名から 1 名のみとし、工事着手日まで技術者の変更を認める。

また、競争参加資格が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員に対しては、技術者要件のうち同種実績を求める。

（1）対象案件

原則、WTO 対象の工事を除く、全発注工事案件

（2）競争参加申請書類

1) 監理技術者の申請人数

- ・主任（監理）技術者の申請書類は、1 名分のみとし複数申請は認めない。

2) 特定建設工事共同企業体（甲型）の競争参加申請書類

- ・競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員の技術者についての書類を求めない。なお、契約後に当該技術者の資格の保有が要件を満たすことを証明する書類の提出を求め、資格の有無を確認する。

（3）主任技術者又は監理技術者の配置変更等

変更等主任（監理）技術者の条件

- ・入札申込みの 3 カ月以上前から受注者の社員であること。
- ・変更等前の技術者と同等以上の技術力が確保されること。

※同等以上の技術力の確認は、以下の「（4）技術審査の方法の・主任（監理）技術者の評価に必要な資料一式」の評価合計点が同点以上であることを指す。

1) 契約日から工事着手日 1 週間前まで

変更前に主任（監理）技術者等未経験者（「主任（監理）技術者等未経験者育成型（工事）に係る実施要領について」令和 6 年 2 月 28 日付 事務連絡を参照）と技術指導者を配置している場合は、主任（監理）技術者は他の主任（監理）技術者等未経験者に、技術指導者は同等以上の技術力が確保される他の技術指導者に変更できる。

変更前に主任（監理）技術者等の経験を有する主任（監理）技術者を配置しており、これに替え主任（監理）技術者等未経験者育成型を活用する場合は、主任（監理）技術者を他の主任（監理）技術者等未経験者に変更できるものとし、変更前の主任（監理）技術者もしくはこれと同等以上の技術力が

確保される者を技術指導者として配置することができる。

また、主任（監理）技術者等未経験者育成型（工事）の採用を取り止める場合には、主任（監理）技術者は技術指導者又は技術指導者と同等以上の技術力が確保される他の主任（監理）技術者に変更できる。（この場合、技術指導者の配置は要しない。）

2) 工事着手日 1週間前を過ぎた日以降

死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の場合のほか、次の①から③に掲げる場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、技術者の変更は認められない。

- ①受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- ②工場から現地へ工事の現場が移行する場合
- ③工事工程上技術者の交代が合理的な場合

やむを得ず主任（監理）技術者を変更する場合は、入札にかかる競争参加資格に掲げる基準を満たし、かつ変更前の主任（監理）技術者と同等以上の者を配置しなければならない。このうち、出産、育児、介護に伴う変更に限り、“同等以上の技術力”の要件を、以下の「(4) 技術審査の方法の・主任（監理）技術者の評価に必要な資料一式」の評価合計点の 50%以上満たす者とする。変更前の主任（監理）技術者は交代後、当該工事期間中は他工事に配置することはできない。

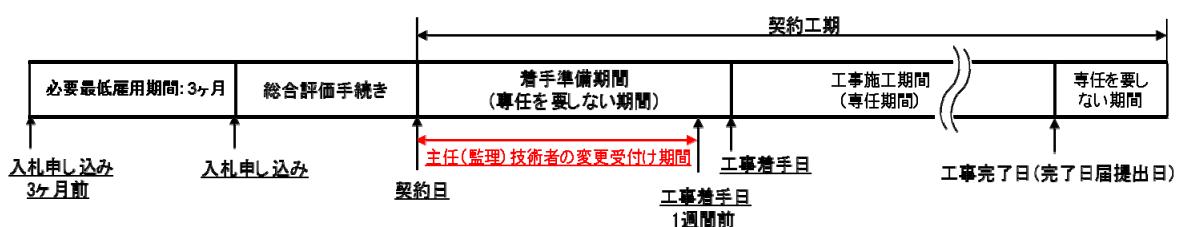
(4) 技術審査の方法

1) 契約日から工事着手日 1週間前まで

主任（監理）技術者が同等以上と判断するための書類を求める。

- ・主任（監理）技術者の評価に必要な資料一式
- ・会社との一定の雇用期間（入札の申し込みがあった日の 3ヶ月以上前より継続して在籍していること）が確認できる資料

【参考：主任（監理）技術者の変更が可能な期間】



発注者は、受注者から申請があった場合、変更前の配置予定技術者（技術指導者を配置しようとする場合は、技術指導者。以下同じ）及び変更後の配置予定技術者の評価点を算出し、変更後の評価点が変更前以上であることを確認する。

主任（監理）技術者等未経験者が配置予定技術者である場合は、変更後の主任（監理）技術者等未経験者が主任（監理）技術者等未経験者の条件に合致していることを確認する。

発注者は、自己採点表の提出があった場合は、評価点の算出を行って、変更不可となる可能性がある場合は受注者と調整を行う。

2) 工事着手日 1週間前を過ぎた日以降

交代前主任（監理）技術者が死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の場合のほか、次の①から③に掲げる場合で、やむを得ないとして承認されるための資料の提出を求める。

- ①受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- ②工場から現地へ工事の現場が移行する場合
- ③工事工程上技術者の交代が合理的な場合
 - ・死亡（除籍抄本の写し等）、傷病（医師の診断書の写し等）、出産（母子手帳、出産証明書の写し等）、育児・介護（休暇辞令などの写し）、退職（辞令の写し等）

交代を予定する主任（監理）技術者が、入札説明書等における監理予定技術者に対する参加要件が、交代前監理技術者と同等以上と判断するための書類を求める。

- ・主任（監理）技術者の評価に必要な資料一式
- ・会社との一定の雇用期間（入札の申し込みがあった日の3ヶ月以上前より継続して在籍していること）が確認できる資料

（5）主任技術者又は監理技術者の配置変更の緩和状況の確認方法

○本取組を活用して変更を行った主任技術者又は監理技術者の配置状況の確認には、別紙「出産、育児、介護に伴う主任（監理）技術者の配置変更に関する要件緩和状況」（本省から隨時更新し送付）で確認する。

7-7 段階選抜方式の検討（参考）

○基本的な考え方

段階選抜方式は、技術資料（同種工事の実績等）や簡易な技術提案に基づき競争参加者を数者に絞り込んだ後（一次審査）に、詳細な技術提案の提出やヒアリングを求め、契約の相手方を決定（二次審査）するというものであり、発注者には技術審査・評価に係る事務量の軽減及び期間の短縮、受注者には技術提案作成に係る負担の軽減につながることが期待される。

○対象工事

段階選抜方式の実施方法が確立するまでは、技術提案評価型を適用する工事のうち、技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある工事を対象に、試行的に実施する。

○ワーク・ライフ・バランス

段階選抜方式の一次審査にあたっては、ワーク・ライフ・バランス（WLB）等を推進する企業の評価の評価項目を設定すること。

7-8 技術提案・交渉方式について（設計・施工一括発注方式、E C I）

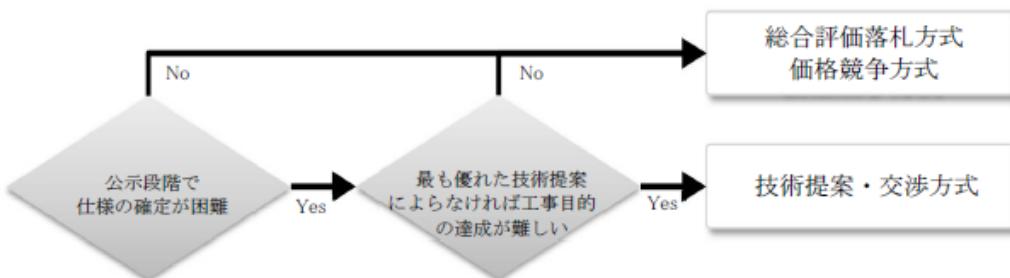
○基本的な考え方

技術提案・交渉方式は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）第18条の規定により、当該公共工事の性格等により、発注者が当該工事の仕様を確定することが困難な場合に適用される。

同方式は、施工者独自の高度で専門的なノウハウや工法等を活用することを目的としており、この目的を達成するため、一般的な「工事の施工のみを発注する方式」とは異なり、設計段階において施工者が参画することが必要となる。

このため、同方式の適用が考えられる契約方式は、「設計・施工一括発注方式」又は「設計段階から施工者が関与する方式（E C I（Early Contractor Involvement）方式）」の2種類である。

同方式の導入に当たっては、「設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル（案）」及び「国土交通省港湾空港関係直轄工事における技術提案・交渉方式の運用について」に基づき実施すること。



総合評価落札方式と技術提案・交渉方式の適用工事の考え方

[参考]

- ・「設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル（案）」H21.3 国土交通省
- ・「国土交通省港湾空港関係直轄工事における技術提案・交渉方式の運用について」R2.3 港湾局

7-9 入札ボンド制度

公共工事の発注に当たり、入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発効される契約保障証の予約的機能を有する証書の提出を求める制度。当該機能を有する証書を「入札ボンド」と総称する。入札保証金の納付のほか、保証事業会社や金融機関の契約保証の予約、損害保険会社の入札保証保険、金融機関の入札保証などが入札ボンドとして認められている。

導入に当たっては、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の4に規定する入札保証制度の体系を活用することとし、入札保証金の納付を原則化した上で、入札ボンドの提出があれば、入札保証金（現金）の納付を求めない運用とする。

○導入による効果

入札ボンド制度の導入・拡大により、履行ボンドの審査の前倒しが行われ、①履行能力が著しく懸念される建設業者、施工実態のないペーパーカンパニー等の入札参加段階での排除、②いわゆるダンピング受注に対する一定の抑止といった効果を期待するものである。

○対象工事

予定価格が政府調達（WTO）基準額以上の工事とする。

[参考]

- ・H22.6.16 府開管理第803号「入札ボンド制度の対象工事の拡大等について」
- ・H24.4.2 府開管理第520号「入札保証金の取扱いに関する試行について」
- ・H28.3.9 府開管理第454号「入札保証金の取扱いに関する試行について」の一部改正について